

令和元年度第1回香川地方最低賃金審議会議事録

令和元年7月8日（月）

於：高松サポート合同庁舎北館2階

香川労働局 第1会議室

出席者	公益側	東、籠池、春日川、柴田、松田
	労働者側	大島、瀧、立石、土田、中村
	使用者側	綾田、篠原、友國、濱田、福家

- 議 題
- (1) 会長、会長代理の選出
 - (2) 香川県最低賃金の改正諮問
 - (3) 「香川地方最低賃金審議会運営規程」等承認
 - (4) 令和元年度最低賃金の審議の進め方等承認
 - (5) 最低賃金審議会令第6条第5項の決議
 - (6) その他

【賃金室長】 ただ今から、令和元年度第1回香川地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日は全委員が出席されておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項に定める定足数を満たしており、審議会が有効に成立しておりますことをご報告いたします。

なお、本日は第1回目の会議ですので、会長並びに会長代理が選出されるまでの間、事務局にて、賃金室長の私松尾が司会、進行をさせていただきます。

それでは、初めに本間香川労働局長からご挨拶申し上げます。

【本間労働局長】 香川労働局長の本間でございます。

本日はご多忙の中、第1回香川地方最低賃金審議会にご出席いただき厚く御礼申し上げます。

また、委員の皆様におかれましては、日頃より労働行政、とりわけ最低賃金行政について格別のご理解とご協力を賜っておりますことに重ねて厚く御礼申し上げます。

さて、このたび、新規の委員3名を含め第53期の香川地方最低賃金審議会委員を任命させていただいたところです。後ほど、香川県最低賃金改定の諮問をさせていただくことといたしておりますが、今期の円滑な審議につきまして、是非ともよろしく願い申し上げます。

【賃金室長】 続きます、本日の資料についてご確認願います。
会議次第、資料目次がございまして

資料No. 1 第53期香川地方最低賃金審議会委員名簿

資料No. 2 香川地方最低賃金審議会運営規程（案）

資料No. 3 香川地方最低賃金審議会運営小委員会運営規程（案）

資料No. 4 香川地方最低賃金審議会会議公開要綱（案）

資料No. 5 第53期香川地方最低賃金審議会運営小委員会委員
名簿（案）

資料No. 6 令和元年度最低賃金の審議の進め方等について（案）

資料No. 7 令和元年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定
一覧表

資料No. 8 平成30年度香川地方最低賃金審議会及び同専門部会の
開催状況

資料No. 9 経済財政運営と改革の基本方針2019等

資料No. 10 香川の賃金概況（令和元年）

資料No. 11 香川県の雇用情勢、労働市場の動向（令和元年5月分）

資料No. 12 香川県内経済概況（平成31年4月）

資料No. 13 香川県金融経済概況（2019年6月12日）

資料No. 14 「四国の最低賃金の大幅引き上げと地域間格差の是正を
求める要請」（全国労働組合総連合四国地区協議会）

でございます。

別途配付資料といたしまして、

- ① 平成 31 年度版最低賃金決定要覧
- ② 2019 年度労働行政のとりくみ（香川労働局）
- ③ 「香川働き方改革推進支援センター」利用案内
- ④ 平成 31 年度 業務改善助成金のご案内
- ⑤ 「時間外労働等改善助成金」 時間外労働上限設定コースのご案内
- ⑥ 「時間外労働等改善助成金」 勤務間インターバル導入コースのご案内
- ⑦ 「時間外労働等改善助成金」 職場意識改善コースのご案内
- ⑧ 「時間外労働等改善助成金」 団体推進コースのご案内

を机上に置かせていただいておりますが、不足資料等はありませんか。よろしいでしょうか。

次に、委員の皆様をご紹介します。今年 4 月 21 日付けで第 53 期の委員を任命させていただきます。

資料 No. 1 の名簿(50 音)順にお名前だけご紹介させていただきます。

公益委員といたしまして、

東委員、籠池委員、春日川委員、柴田委員、松田委員でございます。春日川委員、柴田委員、松田委員は今期から新しく任命されております。

次に、労働者代表委員といたしまして、

大島委員、瀧委員、立石委員、土田委員、中村委員でございます。

次に、使用者代表委員といたしまして、

綾田委員、篠原委員、友國委員、濱田委員、福家委員でございます。

以上の 15 名の皆様でございます。

なお、任期につきましては、令和 3 年 4 月 20 日までとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

続いて事務局側ですが、局長の本間、労働基準部長の稲葉、賃金室長の松尾、室長補佐の植田、賃金指導官の大倉、賃金調査員の白

方でございます。

今年度はこの体制で、審議会の円滑な運営に努めて参る所存でございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議題（１）の「会長、会長代理の選出」から始めさせていただきます。

本日配付の書籍「最低賃金決定要覧」の 148 頁にございますが、最低賃金法第 24 条第 2 項では、「会長は、公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する。」とあり、また同条第 4 項では、「会長に事故があるときは、あらかじめ第 2 項の規定の例により選挙された者が会長の職務を代理する。」と規定されております。

従来、公益委員の間で会長及び会長代理の候補を相談し、委員の皆様のご承認を得て決定してまいったところですが、今期につきましても従来どおり進めさせていただいてよろしいでしょうか。

《各委員より「異議なし」の声あり》

【賃金室長】 はい、ありがとうございます。

あらかじめ各公益委員のご意見をお伺いしたところ、全委員の総意により会長には柴田委員、会長代理は東委員ということでございました。

ご異議ございませんでしょうか。

《各委員より「異議なし」の声あり》

【賃金室長】 それでは、柴田会長及び東会長代理に、それぞれご挨拶をお願いしたいと思います。

初めに柴田会長、よろしくお願いいたします。

【柴田会長】 ただ今、委員の皆様のご承認をいただきまして、会長職を仰せつかることになりました柴田でございます。

最低賃金法の趣旨や中央最低賃金審議会から示される目安等を踏まえながら、労使の皆様のご合意が図られますよう、努めてまいりたいと考えているところでございます。

各委員の皆様におかれましては、それぞれのお立場でそれぞれの

ご主張がおありと思っておりますけれども、本年は是非とも全会一致での答申に至りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますがご挨拶にかえさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

【賃金室長】 続いて東会長代理、よろしくお願いいたします。

【東会長代理】 会長代理に選出されました東でございます。

会長代理として微力ではありますが、全会一致に向け柴田会長を支えて円滑な審議会の運営に努めたいと思っておりますので、委員の皆様のご協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

【賃金室長】 それでは、会長並びに会長代理が決まりましたので、これからの議事進行は会長にお願いいたしたいと思っております。

【柴田会長】 それでは最初に議題（２）の「香川県最低賃金の改正諮問について」でございます。

改正諮問についてよろしく申し上げます。

【賃金室長】 それでは、局長から会長へ諮問文をお渡しします。

【局長から、諮問文を会長へ手交】

【柴田会長】 事務局から、諮問文の写しを各委員に配付してください。

《事務局より各委員へ諮問文(写)を配付》

【柴田会長】 皆さんお手元に行き渡ったでしょうか。

それでは、局長から説明をお願いします。

【本間労働局長】 ただ今、香川県最低賃金の改定諮問をいたしましたので、その趣旨等についてご説明いたします。皆様のお手元にその写をお配りしております。

去る7月4日に、第53回中央最低賃金審議会が開催され、令和元年度地域別最低賃金額改定の目安について、厚生労働大臣から諮問されたところです。

この中央最低賃金審議会での目安諮問においては、「経済財政運営と改革の基本方針 2019（令和元年6月21日閣議決定）及び成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ・令和元年度革新的事業

活動に関する実行計画（同日閣議決定）に配意した調査審議を求めるものとなっております。

最低賃金の引上げについては、本日の会議資料No.9にありますように、令和元年6月21日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2019」及び「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ・令和元年度革新的事業活動に関する実行計画」において、経済成長率の引上げや日本経済全体の生産性の底上げを図りつつ、中小企業・小規模事業者が賃上げしやすい環境整備に積極的に取り組む。

生産性向上に意欲をもって取り組む中小企業・小規模事業者に対して、きめ細かな伴走型の支援を粘り強く行っていくことをはじめ、思い切った支援策を講ずるとともに、下請中小企業振興法に基づく振興基準の更なる徹底を含め取引関係の適正化を進め、下請事業者による労務費上昇の取引対価への転嫁の円滑化を図る。

最低賃金については、この3年、年率3%程度を目途として引き上げられてきたことを踏まえ、景気や物価動向を見つつ、地域間格差にも配慮しながら、これらの取組とあいまって、より早期に全国加重平均が1,000円になることを目指す。あわせて、我が国の賃金水準が他の先進国との比較で低い水準に留まる理由の分析をはじめ、最低賃金の在り方について引き続き検討する、とされたところです。

従って、当審議会の金額改定審議においても同様に、「これに配意した、調査審議をお願いします」こととしたものです。

このような点についてもご配意いただき、香川県最低賃金の改定について、ご審議くださいますようお願いするとともに、審議会の総意として、是非とも全会一致での答申をいただけますようお願い申し上げます、ご説明とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

【柴田会長】 ただ今の局長からの諮問について、何かご質問、ご意見ございませんか。

【大島委員】 本日の資料No.9において、最低賃金を上げていくに

は生産性をいかに上げていくかということがより重要な課題になってくるのではないかと考えています。

そのなかで「これらの取組とあいまって」とあるのはその前にある「思い切った支援策を講ずる」というところにつながっているのだらうと解釈しています。

香川県として、実際具体的な思い切った支援策といいますか、「下請事業者による労務費上昇の取引対価への転嫁の円滑化を図る。」であったり、「きめ細かな伴走型の支援を粘り強くおこなっていく」という文章としてはよく理解できますが、香川県として、実際どのように生産性を上げ、最低賃金を上げて企業として十分やっているといるところが見えにくいと感じています。最低賃金だけを議論しても公労使の納得性は低いと思います。いつまでに、どこが、どのような形でというところをお教えいただければ、この場の議論も前向きになっていくのではと思いますので、具体的な方法等々をお教えいただければと思います。

【本間労働局長】 本日の資料の中にいろいろな助成金をご紹介しますが、香川労働局としては今年度こういったものを活用しながら進めていきたいと思っております。

また、下請の関係ですと、経済産業省、公正取引委員会等と連携しながら、下請に対する労働基準法等の法令違反に係る通報制度等の取組も進めていきたいと思っております。

これらは政府としての取組ですので、関係省庁が一体となって賃金引上げ等に取り組んでまいることになります。

この審議会を通じて、機会があれば助成金の説明もさせていただけたらと思っております。

【大島委員】 助成金については周知が行き届いていない部分もありますが、それを活用していきながら生産性をどう上げていけるのかというところを具体的に進めていただきたいと思っております。

【本間労働局長】 助成金の周知等に関しては、積極的に進めてい

きたいと思っております。

【柴田会長】 よろしいでしょうか。それでは、香川県最低賃金の改正決定についての諮問を受けることにいたします。

会議次第によりまして、議題（３）に入ります。

「香川地方最低賃金審議会運営規程」等について、事務局から説明をお願いします。

【賃金室長】 それでは、資料No. 2 から資料No. 5 につきまして、説明させていただきます。

資料No. 2 が「香川地方最低賃金審議会運営規程（案）」、資料No. 3 が「香川地方最低賃金審議会運営小委員会運営規程（案）」、資料No. 4 が「香川地方最低賃金審議会会議公開要綱（案）」、資料No. 5 が「第53期香川地方最低賃金審議会運営小委員会委員名簿（案）」、となっております。

いずれも内容は従来と同様でございますので、読み上げは省略させていただきます、要点のみ説明をさせていただきます。

まず資料No. 2 の「審議会運営規程（案）」をご覧ください。

審議会の議事運営について定めたものでございますが、第3条では、審議会の議決により特定の議案について調査審議を行うため、小委員会を設けることができると規定し、会長が指名した公労使3名ずつ計9名の委員で構成するとともに、委員長及び委員長代理は公益委員をあてることとしております。

そして、小委員会におきましては、従来、特定最低賃金の「改正決定の必要性の有無」についてご審議いただいております。

本年度におきましても、特定最低賃金について、関係労使からの改正等の申出の後、「改正決定の必要性の有無」についてご審議いただくこととなります。

この小委員会の運営に関しましては、資料No. 3 の「運営小委員会運営規程（案）」として配付しておりますのでご覧ください。

また、資料No. 5 としましてあらかじめ皆様にご意見をいただき作

成した「運営小委員会委員名簿（案）」を配付いたしております。

委員の候補につきましては、

公益委員は、東委員、籠池委員、柴田委員を候補とさせていただいております。

労働者代表委員は、大島委員、立石委員、中村委員を候補とさせていただいております。

使用者代表委員は、篠原委員、濱田委員、福家委員を候補とさせていただいております。

次に、資料No. 2の「審議会運営規程（案）」第6条では、会議は原則公開としておりますが、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる旨、規定しております。

これまで当審議会の取扱いといたしましては、本審については、会議、議事録及び資料は公開とし、本審以外の運営小委員会、専門部会については、会議、議事録及び資料については非公開とし、議事要旨を作成して公開することとして、初回の本審において決定してきたところでございます。

なお、資料No. 4としまして「会議公開要綱（案）」を配付いたしております。

以上ご説明いたしましたとおり、資料No. 2から資料No. 5までの「審議会運営規程（案）」、「運営小委員会運営規程（案）」、「会議公開要綱（案）」、「運営小委員会委員名簿（案）」についてご審議いただければと思います。

また、会議、議事録及び資料の公開に関しまして、本審については公開とし、本審以外の運営小委員会、専門部会については非公開として、議事要旨を作成して公開することとしてよろしいかどうかお諮りしたいと思います。

【柴田会長】 ありがとうございます。

ただ今の事務局からの説明について、何かご意見、ご質問等ございますか。

特にご意見がないようですので、資料No. 2から5の「審議会運営規程（案）」、「審議会運営小委員会運営規程（案）」、「審議会会議公開要綱（案）」、「運営小委員会名簿（案）」については、（案）を取っていただき、本日から施行することといたします。

したがって、資料No. 2の「審議会運営規程」第3条に基づき、本審議会に運営小委員会を設置いたしますとともに、運営小委員会委員名簿のとおり委員を指名させていただきますので、よろしくお願いいたします。

また、会議、議事録及び資料の公開に関しまして、本審については公開とし、本審以外の運営小委員会、専門部会については非公開として、議事要旨を作成して公開することといたします。

つづきまして、議事録の署名委員ですが、資料No. 2の運営規程の第7条により、「会長及び会長の指名した委員2人が署名するものとする」とされております。労働者側 立石委員、使用者側 福家委員にお願いしたいと思っております。立石委員、福家委員よろしくお願い致します。

なお、審議会当日にご欠席の場合は、出席委員の中から指名させていただきますということでご承認いただければと思います。

それでは、次に議題の（4）の「令和元年度最低賃金の審議の進め方等について」とこれに関連する議題（5）の「最低賃金審議会令第6条第5項の決議」に入ります。

事務局から説明をお願いします。

【賃金室長】 資料No. 6の「令和元年度最低賃金の審議の進め方等について（案）」をご覧ください。

これは、本年3月19日に開催されました平成30年度第7回の本審におきまして審議され、成案として今年度の審議会に申し送りさ

れたものでございます。

なお、年の表記については元号の令和にて記載させていただいており、本日ご承認いただければと思います。

審議の進め方の要点といたしましては、専門部会の審議回数を概ね3回とすること。

審議会令第6条第5項を適用して、専門部会の決議をもって審議会の決議とすること。この場合、全会一致での決議を原則とすること。

香川県最低賃金の効力発生日は令和元年10月1日、特定最低賃金の効力発生日は令和元年12月15日を努力目標とすること。

来年度の特定最低賃金の改正の申出については、本年度の最後の審議会において意向確認を行うこと等でございます。

議題(5)の「最低賃金審議会令第6条第5項の決議」については「令和元年度最低賃金の審議の進め方等について」の1の(5)の部分でございます。

最低賃金審議会令第6条第5項(最低賃金決定要覧p163)におきまして、「審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。」と規定されております。

この1の(5)におきましては、「審議の効率化を図るため、最低賃金審議会令第6条第5項を適用し、専門部会の議決をもって香川地方最低賃金審議会の決議とする。この場合、専門部会において全会一致で決議することを原則とする。」と規定されているところでございます。

したがいまして、「香川県最低賃金専門部会及び特定最低賃金専門部会の決議をもって、審議会の決議とする。」ということでございますので、本日の審議会におきまして、改めてご確認をお願いする次第でございます。

よろしくお願いいたします。

【柴田会長】 ありがとうございます。

ただ今の事務局からの説明について、何かご意見、ご質問等ございますか。

それでは、本年度の最低賃金の審議につきましては、ただ今承認いただいた議題の（４）及び議題（５）について、資料No. 6の（案）を取っていただき、この「令和元年度最低賃金の審議の進め方等について」により審議を進めることといたします。

それでは、事務局で読み上げてください。

【賃金室長補佐】 では、読み上げさせていただきます。

令和元年度最低賃金の審議の進め方等について ~~（案）~~

1 審議の進め方について

- (1) 香川県最低賃金は、特定（産業別）最低賃金に先行して調査審議する。
- (2) 特定最低賃金の各専門部会は、同時期に調査審議することがある。
- (3) 専門部会の審議における業界の実情把握のための手段としては、関係参考人の意見聴取又は実地視察によることとする。
- (4) 専門部会での審議回数は、おおむね３回で結論を出すことを努力目標とする。
- (5) 審議の効率化を図るため、最低賃金審議会令第6条第5項を適用し、専門部会の決議をもって香川地方最低賃金審議会の決議とする。

この場合、専門部会において全会一致で決議することを原則とする。

- (6) 最低賃金の円滑な施行を図るため、効力発生の日を指定して審議を行うことができるものとする。
- (7) 審議のための資料は、春季賃上げ状況、標準生計費、消費者物価指数、業界の景況ならびに賃金実態調査結果などとする。

る。

(8) 専門部会の審議は、原則として通常の執務時間外（午後 5 時 15 分以降及び閉庁日）には行わないこととする。

(9) 専門部会の審議日程は、初回時において次・次々回まで調整することとする。

2 香川県最低賃金について

中央最低賃金審議会が示す目安や諸般の事情を総合的に勘案し、本年度の改正をする。

効力発生の日については令和元年 10 月 1 日を努力目標とする。

3 特定最低賃金について

昭和 61 年 2 月 14 日の中央最低賃金審議会の答申「現行産業別最低賃金の廃止及び新産業別最低賃金への転換等について」に示された方針を尊重し、次のとおり審議を進める。

(1) 令和元年度における改正の申出の意向表明が行われた特定最低賃金については、改正の申出が行われ、香川労働局長からその改正の必要性の有無についての諮問があった場合には、速やかに運営小委員会に付託して審議する。

(2) 運営小委員会においては、必要に応じ参考人の意見を聴取する等慎重審議の上、同委員会の報告に基づき香川労働局長へ答申を行うものとする。

なお、必要性の有無の審議に当たっては、申出の要件を具備しているものについては、原則として「必要性有」の速やかな結論に至ることを努力目標とする。この場合、制度の安定の面に配慮し、業種のくくり方、基幹労働者の範囲については現行どおりとする。

(3) 特定最低賃金の改正決定について諮問があった場合は、対応する専門部会を設置し、諸般の事情を総合的に勘案し、審議を行うものとする。

効力発生の日については、令和元年12月15日を努力目標とする。

(4) 令和2年度の申出については、本年度末段階の審議会において、その意向の有無を労使に確認することとする。

以上でございます。

【柴田会長】 ありがとうございます。

では、今後の香川県最低賃金の審議の進め方について、事務局から説明してください。

【賃金室長】 今後の審議等の予定について、説明させていただきます。

最低賃金法第25条第5項に基づく関係労働者及び関係使用者からの意見聴取の公示を本日举行することといたします。(〆切：7月22日)

また、最低賃金法第25条第2項により香川県最低賃金専門部会を設置することとなります。

これは本日お配りしている「平成31年度版最低賃金決定要覧」の148頁に記載されております。その他の条文等のご確認にもご活用いただければと思います。

専門部会は同条第3項及び最低賃金審議会令第6条によりまして、公益代表委員、労働者代表委員、使用者代表委員、それぞれ3名により構成されます。

このため、労使各3名ずつの委員の推薦のための公示を本日举行することといたします。

その後、専門部会を3回程度開催し、審議の上8月5日までに結審し、全会一致の結審になれば、審議会令第6条第5項を適用して、改正決定の答申を行い、全会一致にならなかった場合は、本審で採決を行います。その後、改正内容の公示を15日間行い、その間に異議申立てがあれば異議審を8月21日午前10時から開催し、局長から異議申出の諮問を行い、異議についての審議の上、局長あて答

申を行います。

同日官報公示文を本省へ送付し、官報掲載され指定日発効により30日以上経過した10月1日が発効日になります。

異議がなければ、異議審は開催しません。

【柴田会長】 はい、以上の説明について何かご質問ございますか。

なければ最後に、議題（6）その他に入りたいと思いますが、事務局の方で何かございますか。

【賃金室長】 すでにお目通しいただいているとは思いますが、本年6月20日に全国労働組合総連合四国地区協議会から「四国の最低賃金の大幅引き上げと地域間格差の是正を求める要請書」が香川労働局長あて、提出されておりますので報告いたします。資料No.14でございます。

次に、本日の資料ですが、今後の審議の参考としていただくため、資料No.7から資料No.13をお配りしております。

資料No.7は、「平成31年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表」です。審議の進め方にありますように、地域別最低賃金10月1日の発効を目指すとするならば、黄色の背景の部分を見ていただきたいのですが、左端の欄が答申日となりますので、8月5日（月）までに答申をいただく必要があります。そのすぐ下の行を見ていただいて、答申が翌日の8月6日（火）になると、発効は10月2日（水）になってしまいます。

重ねて申し上げますが、10月1日に発効するためには、8月5日（月）までに答申をいただかなければならないということです。

次のページは特定最低賃金です。同様に黄色の背景の部分を見ていただければお判りになりますが、例年どおり12月15日の発効を目指すとするならば、10月16日（水）までに答申をいただく必要があるということになります。

資料No.8は、「平成30年度 香川地方最低賃金審議会及び同専門部会の開催状況」です。

一番上の①から⑦が本審、それから運営小委員会、昨年は8月1日に開催しております。半分から下が専門部会でございます。香川県最低賃金では専門部会を4回開催しまして、そのうち3回金額審議を行っております。特定最賃4業種につきましても、それぞれ3回で答申をいただいております。

今年度も同じようなスケジュールで進めたいと思っておりますので、年間のスケジュール感と審議内容をつかんでいただければと思います。

資料No.9は、諮問文に引用させていただいております、令和元年6月21日に閣議決定されました「経済財政運営と改革の基本方針2019」と「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ・令和元年度革新的事業活動に関する実行計画」の抜粋でございます。

資料No.10は平成30年賃金構造基本統計調査の結果に基づく香川の賃金概況でございます。

資料No.11は香川労働局職業安定部が6月末に発表した令和元年5月の雇用情勢等です。雇用情勢判断は「改善が進んでいる」とされております。

資料No.12は財務省四国財務局が4月に発表した香川県内経済概況です。総合判断としては、「県内経済は、緩やかに回復している。」とされております。

資料No.13は日本銀行高松支店が2019年6月12日に発表した香川県金融経済概況です「香川県内の景気は、回復している。」と書かれております。

また、本日配付している「最低賃金決定要覧」は、全国の最低賃金の決定状況や賃金に関する指標、関係法令や中賃の答申・報告などを掲載しております。

「労働行政のとりくみ」は、香川労働局の今年度の行政運営の主な内容について、広報のため取りまとめたものでございます。

続いて、リーフレットですが、厚生労働省において行っておりま

す「最低賃金引上げに向けた中小企業への支援事業」を周知するためのものがございます。

一つは、中小企業からの各種相談に無料で対応する相談窓口である「香川働き方改革推進支援センター」の利用案内です。

もう一つは、「平成 31 年度 業務改善助成金ご案内」で、賃金改善に取り組む中小企業に対して、一定の要件を満たした場合に助成金を支給するというものがございます。

残りの 4 つは、「時間外労働等改善助成金」の 4 つのコースのリーフレットで、

- ・ 時間外労働上限設定コースのご案内
- ・ 勤務間インターバル導入コースのご案内
- ・ 職場意識改善コースのご案内
- ・ 団体推進コースのご案内

を用意させていただいております。

それから、現在、最低賃金に関する基礎調査を実施しております。今後、専門部会におきまして、調査結果等を取りまとめ、ご説明申し上げる予定としております。

説明は以上です、よろしくお願ひいたします。

【柴田会長】 事務局からの説明及び審議会資料に関して何かご意見はございませんか。ないようですので、その他事務局から何かございますか。

【賃金室長】 この後、委員の皆様は、連絡事項がございますので、この場に残っていただきますようお願いいたします。

以上でございます。

【柴田会長】 それでは用意した議題は終わりましたが、他にご発言ございませんか。

【立石委員】 今年も最低賃金審議会が始まりました。

現在、世間で話題になっています年金だけだと老後 2,000 万円不足だという非常にハードルの高い金額が報道され、それをやっきに

なって打ち消すような発言も多々出てきております。

われわれ労働者側としましても、やはり、最低賃金で働く人たちが老後にそういった余力が持てるのか、今現在どうなのかということも議論する必要があると思いますし、今後、そういった人たち、われわれも含めて生活改善、格差改善に向けて取り組んでいきたいと思っておりますので、公労使による論議をよろしくお願いしたいと思っております。

【柴田会長】 それでは第1回の本審を閉会いたします。
どうもありがとうございました。

――了――